

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位:%)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	・早期健全化基準: 11.25~15% ・財政再生基準: 20%	・早期健全化基準: 16.25~20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算~) 30%	・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	・早期健全化基準: 350%
大津市	- (11.25)	- (16.25)	7.5	20.8
彦根市	- (12.16)	- (17.16)	8.7	50.6
長浜市	- (11.58)	- (16.58)	10.0	-
近江八幡市	- (12.61)	- (17.61)	4.7	-
草津市	- (12.10)	- (17.10)	4.3	-
守山市	- (12.72)	- (17.72)	6.8	-
栗東市	- (12.90)	- (17.90)	17.4	206.9
甲賀市	- (12.13)	- (17.13)	11.1	65.7
野洲市	- (13.04)	- (18.04)	12.7	51.4
湖南市	- (13.05)	- (18.05)	11.4	59.8
高島市	- (12.58)	- (17.58)	12.1	90.7
東近江市	- (11.79)	- (16.79)	7.7	3.7
米原市	- (12.94)	- (17.94)	5.8	9.4
市平均	-	-	8.7 〔 9.2 〕	18.2 〔 43.0 〕
日野町	- (14.63)	- (19.63)	6.7	49.0
竜王町	- (15.00)	- (20.00)	12.7	67.1
愛荘町	- (14.48)	- (19.48)	6.4	-
豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	2.7	-
甲良町	- (15.00)	- (20.00)	11.8	18.9
多賀町	- (15.00)	- (20.00)	3.6	27.2
町平均	-	-	7.4 〔 7.3 〕	15.9 〔 27.0 〕
市町平均	-	-	8.6 〔 8.6 〕	18.0 〔 38.0 〕

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。

※市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。

なお、〔 〕内の数値は、単純平均により求めた数値。